

第 4 9 条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は、75 センチメートル以上とし、座席の幅は、40 センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を 70 センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行 3 メートル以下ごとに、高さ 1.1 メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席 10 席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20 席）以下ごとに、その両側に幅 80 センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5 席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、10 席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。
 - イ いす席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各座席から歩行距離 15 メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離 40 メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ まず席を設ける客席の部分には、幅 50 センチメートル以上の通路を、各まずがその一に接するように保有すること。
 - エ まず席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各まずから歩行距離 10 メートル以内でその一に達するように保有すること。

【解釈及び運用】

本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

- 1 「**屋外の客席**」とは、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け、一面以上が開放されている構造のものも含まれる。

2 第 1 号

「**床に固定する**」とは、前条第 1 号の【解釈及び運用】によること。

3 第 2 号

「**いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合**」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものを指すものである。

4 第 3 号

屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないため、その一に過大な観客の密集を避けるために、奥行き 3m 以下ごとに手すりを設けることを規定したものである。

5 第 4 号

(1) アに規定する「**通路**」とは、縦通路をいうものである。

- (2) イに規定する「**通路**」とは、横通路をいうものである。
- (3) ウ及びエに規定する「**通路**」とは、縦横に限らない。
- (4) 歩行距離 40mの起算点は、各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない。(図 4 9 - 1 参照)

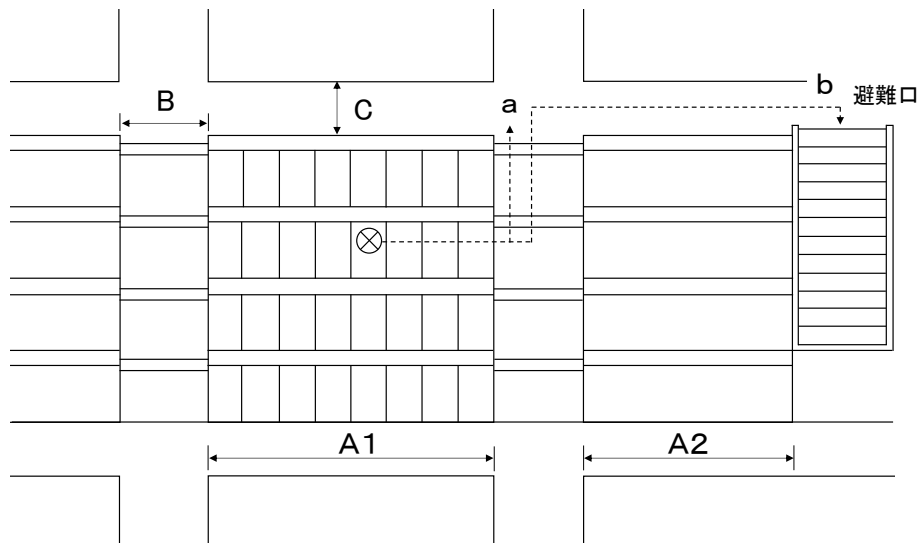


図 4 9 - 1 いす席を設ける客席の構造例

【株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』参考】

A 1	10 席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20 席以下）
A 2	5 席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、10 席以下）
B	80 c m 以上
C	1m 以上
a	各座席から歩行距離 15m 以下
b	各座席から歩行距離 40m 以下

- (5) アの通路とイの通路（いす席の場合）及びウの通路とエの通路（ます席の場合）は、それぞれ双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えない。